附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令様式第九号及びこの府令による改正前の食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令別記様式第一号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、それぞれこの府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第二号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）を実施するため、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第三条関係）

○　○

甲

収　去　証

記　号	
番　号	

1　被収去者の住所又は営業所所在地
2　被収去者の氏名又は法人名
3　収去品名
4　収去数量
5　収去目的
6　収去日時　平成　年　月　日　前・後　時
7　収去場所

食品衛生法第28条第１項（同法第62条第１項及び第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。

平成　年　月　日

収去者　所属庁　職　所属庁印　　氏　名㊞

備考

※教示事項について（別紙）参照

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。
2　所属庁印は、赤色とする。
3　この用紙は、甲片及び乙片の２片とする。
4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○　○

（別紙）

＜教示＞

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日から起算して６か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

＜参照条文＞

○食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第28条　厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

２～４　（略）

第70条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

備考
1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「厚生労働大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
2　教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。